# 米国の長寿年金

# ートンチン性の活用は有効な長寿リスク対策となるかー



保険研究部 主任研究員 松岡 博司 matsuoka@nli-research.co.jp

#### はじめに

「65歳の時に500万円払っていただけば、85歳から毎年300万円の年金を一生涯にわたってお支払 いいたします。ただし85歳までの間に死亡された場合、死亡給付金は支払われません」。こう書か れた年金のパンフレットをご覧になったら、あなたはこの年金を買いたいと思うだろうか。

平均余命の改善が著しい。長生きは喜ぶべき「めでたいこと」である。しかし昨今は、お金が原 因で長生きを手放しでは喜べない状況ともなっている。公的年金の将来に確信が持てない。会社に 定年まで勤め上げたとしても、会社はかつてのように企業年金の支払いを一生涯保証してくれるわ けではない。その企業年金では確定給付型の年金が減り、自分で運用リスクを負担する確定拠出型 の年金が増えている。退職までの間に蓄えた財産は、夫婦が何歳になるまで持つだろうか。少子化 の時代、かつての親たちのように子供に頼ることもできない。退職が間近な人々の多くが、こうし た不安に駆られているのではないだろうか。

事情は米国でも同じで、1946年~64年生まれのベビーブーマーが高齢化するに伴い、年金受給世 代の生活資金(リタイアメント・インカム)枯渇問題が脚光を浴びるようになった。こうした状況 下、登場したのが長寿年金である。長寿年金を活用すれば、自分の財産の限界を超えて長生きした ことにより日々の生活費に困るというアウトライブ(生きすぎ)リスクに備えることができる。

米国の長寿年金については、弊社でもこれまで何回か報告を行ってきた1。本稿では、長寿年金を 巡るその後の動向をレポートする。

¹ 小松原章「長寿年金普及を目指す米国政府と生保業界─退職資産の終身年金化を奨励する税制改正の動向を中心として─」保険・年金フォ ーカス 2012 年 6 月 11 日 <a href="http://www.nli-research.co.jp/report/focus/2012/focus120611.html">http://www.nli-research.co.jp/report/focus/2012/focus120611.html</a>

小松原章「米国退職貯蓄マーケットの動向と注目される終身年金―長寿リスク対応を強化する政府と生保業界―」 基礎研レポート 2012 年 8 月 27 日 http://www.nli-research.co.jp/report/nlri\_report/2012/report120827.pdf

#### 1――長寿年金の概要

長寿年金は、年金の支払い開始年齢を大幅に遅らせ、超高齢期になってからの生活資金を確保し ようとする個人年金である。退職時等(65歳等)に、退職貯蓄の一部から一時払いの年金保険料を 支払っておき、20年間等の長い待ち期間(据置期間)の後、超高齢(85歳等)になってから、年金 の支払いを受ける。以降、年金の支払いは、終身続く。典型的な長寿年金では、年金受取人が、年 金支払い開始前や年金支払い開始後に死亡した場合、死亡給付金は支払われない。年金支払い開始 前に解約して資金を引き出すこともできない。こうした仕組みを取ることにより、超高齢期間中の 毎年に受け取れる年金額は大きなものとなる。

長寿年金とは上記の特徴を持つ商品群を指す呼称である。公式な文章等には deferred income annuity (据置終身年金)、paid-up deferred annuity (払い済み据置年金)等という名称で称されて いる。

#### 2---販売会社数は増加

メットライフによれば、2004年にメットライフが発売したのが長寿年金の最初とのことである。同 じころハートフォード、シメトラ・ライフが同様の商品を発売した。

その後、リタイアメント・インカムに関する政権内外からの問題意識が高まり、優遇税制案も発表 されるなど、長寿年金に対する関心が高まるとともに、長寿年金に参入する生保会社が増え、今日で は、確認できただけでも表1に見られるような販売状況となっている。近年、大手相互会社による積 極的な参入が目立つ。

会社名	会社形態	米国内資産規模 順位(2011)	商品名	発売年
メットライフ	株式会社	1位	MetLife Longevity Guarantee	2004年
ハートフォード(注)	株式会社	7位	The Hartford Income Annuity	不詳
シメトラ	株式会社	37位	Freedom Income	不詳
ニューヨーク・ライフ	相互会社	6位	Guaranteed Future Income Annuity II	2011年
ノースウエスタン・ミューチュアル	相互会社	8位	Select Portfolio Deferred Income Annuity	2012年
マスミューチュアル	相互会社	12位	MassMutual RetireEase Choice	2012年
ガーディアン	相互会社	28位	Guardian SecureFuture Income Annuity	2013年
プリンシパル	株式会社	14位	Principal Deferred Income Annuity	2013年

表-1 主な長寿年金の販売会社

(資料) 各種報道資料等から作成

<sup>(</sup>注) ハートフォードは金融危機後、生保事業からの撤退を実施し、今日、長寿年金の販売を行っていない。 資産規模順位は AM ベスト "AGGREGATES & AVERAGES Life/Health 2012Edition"による。

# 3---販売状況

参入会社が増えたこともあり、2012年の長寿年金の販売額は10億ドルに達した(表2参照)。 2011年の販売額が2億ドルであったから、めざましい成長ぶりである。2013年第1四半期の販売額 も4.0億ドルと、2012年第4四半期の3.9億ドルの勢いを維持している2。全個人年金の販売額に占 める割合はまだ1%に満たない小さな市場ではあるが、成長性は大きいようだ。

販売生保会社は、退職後の収入源を探している45~54歳層をターゲットに、力を入れている。 米国の生保マーケティング調査機関であるリムラは、当該年齢階層の消費者は約10兆ドルの金融 資産を有していると試算し、長寿年金は今後も高い成長を持続するだろうと予想している。

表-2 長寿年金の販売額

(億ドル)

2011年 年間		2013年				
	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	年間	第1四半期
2.0	1.6	2.1	2.7	3.9	10.3	4.0

(資料) リムラ" U.S. Individual Annuities" 各四半期号より作成

# ―長寿年金の強み 超高齢期に多額の年金

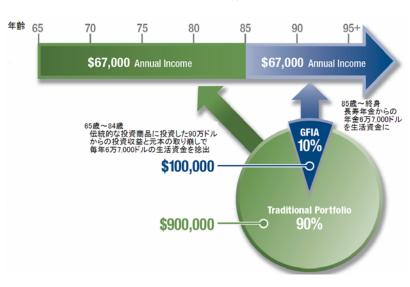
ニューヨーク州の保険監督当局が公表している商品別説明書 "INDIVIDUAL FIXED DEFERRED ANNUITY"には、「長寿年金では、より少ない保険料でより多額の年金支給を受け ることが可能となる。このことから、退職貯蓄の一部で長寿年金を購入すれば、年金支給開始前に 自己資産を使い尽くしても、長寿年金によって高齢期のセーフティー・ネットが確保でき、長寿に 伴う資金負担を回避・軽減することができる。」という記述がある。

ニューヨーク・ライフの長寿年金のパンフレッ

図-1 退職準備資金における長寿年金の活用例

トには、総額100万ドルの資産を持つ65歳の 男性退職者が、資産の90%(90万ドル)を伝 統的な投資商品に投資し、残りの10%(10万 ドル)を、85歳年金支払い開始の長寿年金に 投資する事例が掲載されている(図-1)。伝 統的な投資に振り向けた資産の90%の投資収 入と元本の取り崩しで65歳~84歳の間の収 入を確保し、当該資産が枯渇した85歳以降の 人生を長寿年金からの年金で暮らしていく。

これにより、65歳から84歳の間に、保有す る資産のほとんど(90%)を心おきなく旅行



(資料) ニューヨーク・ライフのパンフレットより (料率は2011年6月3日のもの)

<sup>&</sup>lt;sup>2</sup> 最近の長寿年金市場では、典型的な長寿年金(死亡給付金がない商品)の他に、各種のオプションを取りそろえ死亡給付金 も支払うというような、一般的な個人年金商品に商品性を近づけた商品も販売されている(後述、5. 商品性のバリエー ション参照)。表-2の販売額には、そうしたオプショナルな長寿年金の販売額が含まれている。

や趣味に使うことができ、長いリタイアメント生活を楽しむことが可能になる。株式投資等、積極 的な投資を行うこともできる。

表-3はメットライフのパンフレットに記載された年金試算表(2010年11月29日時点の年金支払 い率で計算された数値)である。65歳の男性が5万ドルの一時払い保険料で加入した場合を例に取る と、75歳支払い開始の場合の年金額は6,256ドルである。これに対し80歳支払い開始だと年金額は 約1.5倍の9,553ドル、85歳支払い開始の場合は約2.5倍の15,439ドルに増加する。

表-3 一時払い保険料5万ドルを支払って長寿年金に加入した場合の年金額 (ドル)

		3	支払い開始な	年齢別に見る	た毎年の年	金額(年金支	払い開始後	、年金は終:	身にわたり支	払われる)	
		65歳支払い開始		70歳支払い開始		75歳支払い開始		80歳支払い開始		85歳支払い開始	
		男性	女性								
加入年齢 保険料 支払い 時年齢	45歳加入	8,044	7,649	12,101	11,348	18,979	17,526	31,969	28,948	60,018	53,136
	50歳加入	6,127	5,828	9,092	8,550	14,210	13,200	23,546	21,557	42,997	38,805
	55歳加入	4,768	4,531	6,910	6,504	10,589	9,887	17,334	16,049	30,619	28,236
	60歳加入	3,730	3,537	5,385	5,064	8,017	7,504	12,718	11,891	21,741	20,515
	65歳加入			4,229	3,968	6,256	5,856	9,553	8,982	15,439	14,864

(資料) メットライフの長寿年金パンフレットより(料率は2010年11月29日のもの)

図-3で事例として使用したニューヨーク・ライフのパンフレット(2011年6月3日の料率による) では、65歳時に10万ドルの保険料を支払った男性は、85歳から毎年6.7万ドルの年金を受け取るこ とができることになっている。この例では、2年間、年金を受け取れば、65歳時に払い込んだ保険 料は回収できる。94歳まで10年間、年金を受け取ると、67万ドルと大幅な受け取り超過になる。

このように、支払った保険料の割に、超高齢期になってからの年金額が巨額に感じられる理由の 一つは、保険料を支払ってから年金を受け取るまでの間に極めて長い期間 (20年~30年) があるこ とである。その間の運用収益はかなりのもので、仮に毎年5%で運用できれば、65歳時の10万ドル は20年後の85歳時には26.5万ドルになり、毎年6.7万ドルの年金4年分が準備できることになる。

これに加え、モータリティ・クレジット(死亡率ボーナス)と呼ばれる収益が長寿年金の財源を 支える。典型的な長寿年金では、年金支払い開始前に年金受取人が死亡した場合、当該年金受取人 に帰属すべき積立金等が相続人等に返還されることはなく、年金プールに吸収される。年金受給中 の年金受取人が死亡した場合も同様である。年金プールに吸収された積立金は、他の年金受取人へ の年金支払いの財源に回される。

また2015年の平均余命が79.5歳(男性77.1歳、女性81.8歳)、2060年の平均余命が84.8歳(男性 82.8歳、女性86.8歳)と予想3されている米国において、年金支払い開始を85歳に設定するというこ とは、ほとんどの平均余命予測を上回る年齢からの支払いであるため、年金を受け取る存命者の数 が少いと予測できるということ、さらに年金を支払う期間も短いと予想できるということでもある。 この仕組みにより、長寿年金では、退職貯蓄のうちのわずかな部分(10%等)を投資しておくこ とにより、超高齢期になってからの割高な年金受給を期待することができることになる。

 $<sup>^3</sup>$  United States Census Bureau  $\,$  2012 National Population Projections  $\downarrow$  9

#### 5――商品設計のバリエーション

少ない資金投資で将来の大きな年金受給という長寿年金のメリットを享受するためには、年金支払 い開始前に死亡してしまった場合には、投資しておいた保険料が掛け捨てになってしまうこともやむ をえないという割り切りが必要になる。しかし掛け捨てに対する割り切りを持つことは難しく、それ が長寿年金販売のネックになる。

そこで、長寿年金市場においては、典型的、基本的な長寿年金設計のものを一方の推奨商品に据え る傍ら、年金額は少なくなるが、死亡時には払い込んだ保険料が返還される等、多様なオプションを 取りそろえ、より一般の個人年金に商品性を近づけることによって、消費者にアピールすることが行 われている。据置期間も2年~40年など、幅広い選択肢が提供されている。なお、長寿年金には一人 の人に対して年金を支払う形態と夫婦等、2人を対象に年金の支払いを行う形態がある。

ただし、死亡給付金を設け、柔軟性を持たせた商品では、典型的な長寿年金に比べ、将来支払われ る年金額がかなり減少する。表-4はメットライフのパンフレット(2010年 11月 29日の料率によ る) に掲載されている、典型的な長寿年金と柔軟性を増した長寿年金の年金額比較であるが、例えば 65 歳時に 5 万ドルの保険料を支払った男性は、典型的な長寿年金(表では左側のマキシマム・インカ ム・バージョン)では 85 歳から毎年 29.457 ドルの年金を受け取ることができる。女性の場合だと 23.727 ドルとなる。これが死亡給付金があるスキーム(表では右側のフレキシブル・アクセス・バー ジョン)では、男性で 15,439 ドル、女性で 14,864 ドルへと、半分近くに減少する。

5万ドルの保険料を 85歳年金支払い開始の場合の毎年の年金額(ドル) ·時払いで払い込むと マキシマム・インカム・バージョン フレキシブル・アクセス・バージョン 加入時年齡 (保険料支払い時年齢) 男性 男性 女性 女性 55歳 54,019 42,835 30,619 28,236 60歳 40.383 32.238 21,741 20.515 65歳 29,457 23,727 15,439 14,864

表-4 メットライフの長寿年金における商品構成の違いによる年金額の変動例

(資料)メットライフの長寿年金パンフレットより(料率は2010年11月29日のもの)

# 6 解約返戻金や死亡給付金がないことへの規制面の対応

米国の生保業界においては、伝統的に、生命保険の解約時等には、その時点の契約者の持ち分を 返すべきという不没収価格規制が課されてきた。しかし、ここまで見てきたように、典型的な長寿 年金においては、解約返戻金や死亡時の死亡給付金が支払われず、不没収規制の哲学とは相容れな いように見受けられる。

この点、米国各州の保険監督当局は、長寿年金における、解約返戻金や死亡給付金を支払わない ことの意味合いを尊重して、個別認可の形で商品を認可しているようである。例えば、米国最大の 生保市場であるニューヨーク州の場合、州の保険法および規制は、個人年金に関して、一般的には 現金解約価格が与えられることを要求しているが、レギュレーションに、これを適用除外する免除 事項が列挙されており、その一つとして「監督長官が認めたもの」という項目がある。この規制体 系の中、長寿年金は、保険監督長官が、現金解約給付等があることが適切でないという証明を受け、 これに基づき、認可する商品となっている。

# さいごに

本年4月、オーストラリアで、来年7月をめどに長寿年金促進税制を導入することが決定された。 これまでは、米国においてのみ話題となっていた長寿年金が、海外にも波及し始めている。

また、ドイツの公的な補助が出る個人年金であるリースター年金は、生命保険の他、預金または投 資信託の形態を取ることが可能とされているが、預金・投信形態の場合には、年金給付開始時に年金 原資の一部を用いて、遅くとも 85 歳に年金支払いが開始される終身年金に加入し、年金給付開始か ら最長で 85 歳までは預金・投信形態の年金からの年金給付を受け、以降は終身年金による年金給付 を受けることとされている。これも長寿年金と同様の発想が根底にあるのだろう。

わが国においても、長寿年金と似たスキームを考える余地は大いにあるのではなかろうか。

その場合、保険料が掛け捨てとなる可能性もある中で普及を図るためには、税制面での優遇策の制 定も必要になると思われる。米国では、昨年2月に長寿年金の普及を促進することを目的の1つとす る税制改正案が示された。この税制改正はまだ実行に移されていないが、その動向は注目に値する。

もう一つ、長寿年金導入のネックとして、現代のトンチン年金とも言えるような長寿年金を必要な 商品として認識することができるかという問題がある。長生きした者が年金の増額という果実を受け 取る一方で、早めに亡くなった者は持ち分を没収されて損をするように見える商品であるため、公平 性や社会正義から見てふさわしくないとか財産権の侵害であるといった異論が出てくる可能性がある。

しかし図-1の事例のように、退職資産のうちの、当座の生活に必要のない一定程度(例えば 10 分の1)を、超高齢期に生活資金に困ることがないようにする手だてとして長寿年金に投入しておく という行動は、これからの高齢化社会において、喜ばしい長生きを不安なく真に喜べるようにする上 で、かなり合理的な行動であるように思われる。

万が一、自分が超高齢期まで長生きできることとなった場合に、子供や孫に迷惑をかけることなく、 尊厳を持って生きるために必要な資金を長寿年金で手当てしておく。これは一般的な生命保険の、万 が一、自分が死亡してしまった場合に、遺族が生活面で困らないように資金手当をしておくという行 動と対をなすものである。今後の超高齢社会においては、長寿年金のような仕組みが必要であろう。

終身年金は提供する生保会社にとっては、平均余命の進展と共に年金支払い期間が予想を超えて伸 びるという長寿リスクがある商品である。終身年金の提供に二の足を踏む生保会社も多い。長寿年金 のように超高齢期に限ってのみ終身年金を支払う商品は、伸び続ける平均余命の最先端部分を対象と する商品であるため、リスク管理がより難しい商品でもある。生保業界における長寿リスク管理の研 究がいっそう進むことを期待したい。

各国に広がる可能性を秘めた長寿年金の動向について、これからもフォローを続けていきたい。